

平成29年 第1回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成29年1月20日 開会

平成29年1月20日 閉会

大 樹 町 議 会

平成29年第1回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成29年1月20日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1号 大樹町晩成温泉条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2号 大樹町学童農業研修センター設置条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3号 大樹町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 4号 平成28年度大樹町一般会計補正予算（第10号）について
- 第 9 議案第 5号 平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○出席議員（11名）

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 | |

○欠席議員（1名）

- 10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 布 目 幹 雄 |
| 総 務 課 長 | 松 木 義 行 |
| 総 務 課 参 事 | 大 林 一 博 |
| 企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター
所長 | 黒 川 豊 |
| 住 民 課 長 | 林 英 也 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田
認定こども園長兼学童保育所長 | 村 田 修 |
| 建設水道課長兼大樹下水終末処理場長 | 鈴 木 敏 明 |

農林水産課長兼町営牧場長
会計管理者出納課長
町立病院事務長

瀬尾裕信
高橋教一
伊勢巖則

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長兼学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

浅井真介
角倉和博
井上博樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農業委員会事務局長

鈴木正喜
森 博之

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長
係 長

小 森 力
鎌 塚 喜代美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成29年第1回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

9番 志 民 和 義 君
11番 柚 原 千 秋 君
1番 船 戸 健 二 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長安田清之君。

○安田議会運営委員長

本日9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、報告申し上げます。

本臨時会の提出案件は、条例の一部改正2件、指定管理の指定1件、補正予算2件であります。

よって会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間といたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げますが、本臨時会の議事が円滑に行われるようよろしくお願いをいたします。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成28年12月13日開会の第5回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の町立病院の夜間診療の実施についてであります。1月1日から常勤医師が4名体制となりましたので、住民サービス向上の一環として、夜間診療を3月から実施をすることといたしました。

今後、広報紙などを通じて、住民の皆様にお知らせをしてみたいと思っております。

2番目の要望、要請についてであります。平成30年度に予定をされている国民健康保険の広域化に当たり、昨年11月に北海道が公表した仮算定結果を受けて、南十勝4町村の合同により、北海道の実情を反映した算定方式とすることや、調整方法の見直し、激変緩和措置の設定等について、北海道保健福祉部に要請をしてみました。

3番目の航空宇宙関連であります。北海道庁の主催によると、かち宇宙セミナーが帯広市で開催され、大樹町からも40名ほどが出席をしております。

4番目の平成29年度畜産、酪農政策価格であります。内容を6ページに別紙で添付をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5番目の高齢者等の見守り協定の締結についてであります。昨日、大樹町徘徊高齢者等SOSネットワークシステム協力機関への登録について、十勝地方道新会と協定を締結をいたしました。

6番目の委員の委嘱についてであります。人権擁護委員、民生委員推薦会委員、民生委員児童委員、町営住宅運営委員会委員、行政区長と区長代理、特別職報酬等審議会委員について、記載のとおり報告を申し上げます。

7番目の入札執行関係であります。指名競争入札により、工事請負契約を2件、物品購

入契約を1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

8番目の公募型プロポーザル方式による契約の締結についてですが、国の地方創生推進交付金事業として採択をされた、宇宙のまちづくり推進事業の3本の調査業務について、公募型プロポーザル方式による選定を行い、記載のとおりの内容で契約を締結いたしました。

なお、テレワーク関係業務の応募業者は1社、多目的航空公園を活用した地域活性化や施設整備、環境影響評価調査業務は2社、観光振興戦略の調査業務についても2社の応募があり、プレゼンテーションを経て、庁内の選定委員会により選定しております。

9番目の人事関係であります、町立病院の4人目の常勤医師として、今月から辻野内科医長に勤務をいただいております。

10番目のその他、来庁者と会議出席等については、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を行います。

1の優秀選手派遣について報告いたします。

始めに、第43回北海道中学生インドアテニス選手権大会が、1月5日に札幌市において開催され、大樹中学校2年生の山下瑠那さんと廣瀬結菜さんを優秀選手として派遣しております。ソフトテニスのダブルス部門に出場し、2回戦まで進出し健闘したところであります。

次に2ページ目になりますが、二つ目として、第47回北海道中学校スケート・アイスホッケー大会が1月6日から8日まで釧路市において開催され、スピードスケート競技に大樹中学校3年生の堀川さくらさんと、1年生の堀川桃香さんを優秀選手として派遣しております。

結果については、堀川さくらさんが女子1,000メートルでは予選敗退でしたが、女子1,500メートルでは第4位に入賞し、堀川桃香さんは女子1,500メートルと女子3,000メートルに出場し、いずれも第2位と優秀な成績を上げております。

両選手ともに、2月4日から長野県で開催されます全国中学校スケート大会に、道の代表選手の一員として出場する予定となっております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議 長

日程第5 議案第1号大樹町晩成温泉条例の一部改正についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町晩成温泉条例の一部改正をお願いをするもので、本施設の管理運営については指定管理を予定していることから、町の施策として行っている高齢者入浴料の減免規定を削除するほか、備品使用料の廃止、入浴回数券の一部廃止、コテージ使用料の改定を行うものであります。

なお、高齢者入浴料については、高齢者の方の負担増加とならないよう、別途補填措置を講じてまいりたいと考えております。

また、本件は使用料等の改正となることから、過日、行財政改革推進委員会にお諮りし、ご同意をいただいているところでもあります。

内容につきましては、企画商工課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

それでは、議案第1号大樹町晩成温泉条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

晩成温泉入浴料につきまして、高齢者の減額を規則に委任すること、備品使用料の廃止と入浴回数券及びコテージの使用料の改定をお願いするものでございます。

別表の改正でございます。

第8条関係でございます。

1、晩成温泉（1）入浴料のうち、区分、高齢者、金額200円。入浴料のうち高齢者に関する規定を削除するものであります。70歳以上の町内在住者は、規則により200円を減額することとし、これまで同様200円とするものでございます。

町内在住者の高齢者につきましては、条例第9条使用料の減免、町長は規則で定めるところにより、使用料を減額し、または免除することができるという規定に基づき、規則に委任することとするものでございまして、料金に変更はございません。

次に、（3）備品使用料を削除し、（4）の入浴回数券を（3）とするものでございます。

備品使用料のあんま機につきましては、指定管理者の自主事業として実施しております。条例で規定する必要が現在はなくなっております。これにより削除するものでございます。

入浴回数券につきましては、36枚つづり、60枚つづりと小中学生を対象とした規定を削除し、条例での規定は11枚つづりのみとするものでございます。

次に、2、コテージ使用料の金額1万8,000円を2万円に改めるものでございます。

コテージ使用料は、これまで人数にかかわらず1万8,000円としておりましたが、上限を2万円とし、この範囲内で指定管理者との協議によりまして、人数による料金の設定を可能とし、柔軟な対応ができるようにしたいと思っております。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

以上です。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

入浴料の関係ですけれども、今町長のほうから減額の説明がありましたけれども、高齢者の200円分の減免措置は現在もやっているのですけれども、その200円分の措置は今まで指定管理者が負担していたのですけれども、今後も指定管理者でいくのか、また改めてその部分は町が負担していくのか、その辺のことを再度、お聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま齊藤議員から、入浴料の関係のご質疑をいただきました。

今回、高齢者70歳以上の町内の在住者に係る減額の料金については、条例から削除させていただくという内容でご提案を申し上げます。

また、この内容については別途規則のほうでうたって、事業としては継続していきたいというふうに思っております。

町の高齢者対策としてこの事業を行うということですので、この減額分については町のほうで補填をするような、今は予算計上を検討しておりまして、新年度予算にその中身については計上させていただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

コテージの使用料のところに2万円となるのですけれども、このところに金額には入浴税は含まれていないと書いてあるのですけれども、これは入浴税を含んでもいいのではないかという気がするのですけれども、いちいちまたこのほかに入浴料を払うのであれば、この中

に入浴料の税は含んだほうがいいのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ただいまのご質問につきまして、ご説明させていただきます。

現在の運用では含まれておりませんで、コテージの料金を払ったあとに風呂に入る方は、入湯税の100円だけをまた自動販売機で買いまして、入浴していただいているという運用をしております。

ここは、今言われるように今後指定管理者と話し合いをしたいなと思っておりまして、2万円の中に含んでも、2万円が上限ですので、その範囲内で減額することが可能ですので、例えば、入湯税をその中からもういただくということで、2万円が1人でしたら1万9,900円になりますし、3人でしたら1万9,700円が指定管理者の収入になるわけですが、そういった方法も後ほど出てきます学童研修センターもそうなのですが、それも料金の中から、100円はもう含んでいるという運用は、これからの話し合いで可能かなとは思っております。

ただ、この条例では含んでいません、この範囲内で料金を設定しなさいということですので、その範囲内でちょっと協議をさせていただきたいと思っております。

いろいろと会計の不便さがあるのと、実際の領収証などが、その100円分が別に出ないので。その辺も都合が悪いとは感じておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

4月1日からの実施でございますので、なるべく早めに検討して、指定管理者の人たちと話し合いを持ってください。

よろしくをお願いします。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号大樹町晩成温泉条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議 長

日程第6 議案第2号大樹町学童農業研修センター設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町学童農業研修センター設置条例の一部改正をお願いするもので、宿泊料の改定と備品使用料を廃止しようとするものであります。

なお、この改正につきましても過日開催をいたしました、行財政改革推進委員会においてご同意をいただいております。

改正の内容につきましては、企画商工課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

議案第2号大樹町学童農業研修センター設置条例の一部改正について、説明させていただきます。

大樹町学童農業研修センターの使用料につきましては、宿泊料の改定と備品使用料の廃止をお願いするものでございます。

別表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改めるものでございます。

それでは、表に沿ってご説明させていただきます。

(2) 宿泊使用の使用料、大人3,000円を大人5,000円に、小中学生2,000円を3,000円に改めるものでございます。

この宿泊使用料は、平成16年の改定以来、据え置かれておりましたが、諸物価の高騰、近隣類似施設の料金等に鑑み、上限を改正後の料金に設定するものであります。

次に(3) 備品使用料を削除するものでございます。

備品使用料の洗濯機、乾燥機は、宿泊者のために1台ずつ設置しておりますが、老朽化が進んでおまして更新期を迎えております。新年度からは指定管理者の実施事業として実施することとしたいと考えております。

また、麻雀は貸し出しの実績がほとんどなく、施設の性格からも取りやめることとし、よって備品使用料を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

学童農業研修センターですけれども、かなりの老朽化の中で2,000円の値上げをしていくというのですけれども、多分これは一般の、周りの情勢に合わせたかと思うのですけれども、値上げする中でボイラーと浴室の整備は今後どうしていくのか、そのままいくのかということを知りたいです。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ボイラーにつきましては、一度故障をしまして、その際に大型改修はしないということで、ボイラーはそのまま使用しないでおります。

現在の暖房は、各部屋にFFストーブを設置しまして、それで賄っております。

ボイラーが壊れた時点で、もともとあります浴場は使えない状況になっておまして、現在使っておりません。

ただ、今回料金を上げるということ、それから指定管理者が実際やっていく中での不都合な点を話し合いした中では、やはり休日の前の日に泊まりにくる方については、翌日風呂が入れない、温泉が入れないという状況があります。

また、来館される方が例えば9時過ぎに来られて、遅くなって来られた方も温泉が入れないという状況も生まれております。

そういった状況の中では、やはりユニットバスでもいいから一つつけてほしいという要望がありますので、今回料金改定、予算がこれからの審議でございますけれども、予算の中ではユニットバスを一つ、ボイラーは給湯ボイラーの小さいものを一つセットで設置したいという予算要求を考えて対応していきたいと考えております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

ここでも晩成温泉の入湯税が出てくるのですけれども、これも入湯税は含んでいるという感じで書いてもらいたいのですけれどもいかがでしょうか。

それと、使用時間は15時から翌朝10時までとなっているのですけれども、これは多分子どもたちが泊まるという場合には、早い時間などになるのですが、そういう時は前もって料金を1時間なら1時間500円なら500円でもらうのでしょうか。それとも、もらわないでやるのでしょうかということも聞きたいです。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

入湯税につきましては、先ほどの温泉と同じように、指定管理者との話し合いの中で、含める運用ができないかということを検討してまいりたいと思っております。

子どもたちが使う時間については、ここは指定管理者の裁量で柔軟に対応できるという部分がございます、原則一般に向けての案内でございまして、多少早く来る部分については別途料金をいただいております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号大樹町学童農業研修センター設置条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議 長

日程第7 議案第3号大樹町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、大樹町公の施設の指定管理者の指定についての議決をお願いするものであります。

それでは、議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

議案第3号大樹町公の施設の指定管理者の指定について。

大樹町公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1、公の施設の名称及び位置。名称、晩成温泉。位置、大樹町字晩成2番地2、3、5。同じく名称、大樹町学童農業研修センター。位置、大樹町字晩成2番地6。

2、指定管理者。大樹町字下大樹199番地3、ヤスダリネンサプライ株式会社、代表取締役田中正一。

3、指定期間。平成29年4月1日から平成34年3月31日までであります。

参考といたしまして、地方自治法第244条2第6項であります。普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされており、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

3番、これは20万円以下の修繕費の場合は今までは払うということになっているのですが、これは5万円以下になるということは何か理由があるのでしょうか。

それと、2番目の事業費の木質チップは町が現物支給するというになっているのですが、これは差額の……。

○議 長

暫時休憩します。

暫時休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

○議 長

再開します。

改めて、この件で質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

指定管理していく中で、また再度やっていただくということは大変ありがたいのですけれども、契約の中で温泉本体、またコテージだとか、特に学童農業研修センターの利用期間、通年でいくのか、利用率から見ると特に冬の利用率が少ないので、その辺の扱いはどういう契約をされたのかお聞きしたいです。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

契約といいますか、協定をこれから結ぶようになります。

指定管理者が指定されてからの協定になりますので、大まかな話はしているのですが、細かいことはこれからということになります。

学童農業研修センターの冬期間の運用につきましては、利用が少なくて1人、2人来るか来ないかわからない、予約もない日も、暖房を入れてずっと待っているという状況が、非常に不経済であるということと言われておりまして、コテージの利用も今回、人数で料金などの設定も考えておりまして、なるべくコテージに誘導する、あるいは冬期間は予約を受けたというような運用をしていくというようなことを協議してまいりたいと考えております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号大樹町公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第4号

○議 長

日程第8 議案第4号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第10号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町一般会計補正予算(第10号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1億1,407万2,000円を追加するとともに、繰越明許費、債務負担行為、地方債の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますのでご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第4号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第10号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,407万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億5,437万8,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を行うものでございます。

最初に資料でご説明申し上げますので、6ページをお開きください。

最初に総務費、財産管理費、町有地、建物維持管理経費、委託料で500万円の増。財源につきましては一般財源でございます。

公共施設等の駐車場等の除雪経費の追加でございます。

続きまして、統計調査費、経済センサス事業、報酬で2,000円の増。財源につきましては、全額が国道支出金でございます。

国の統計調査事業に当たりまして、調査員報酬の加算措置分を追加するものでございます。

次に土木費、道路維持費、町道維持管理事業、委託料で1,500万円の増。財源につきましては一般財源でございます。

道路の除雪費を追加するものでございます。

次に、災害復旧費、道路河川災害復旧費、道路河川災害復旧事業（補助）、工事請負費で9,407万円の増。財源につきましては、国道支出金が6,816万7,000円。地方債が2,240万円。一般財源が350万3,000円でございます。

8月の台風による災害復旧事業費で、議案の後ろのほうに位置図を添付してございますので、ご確認をお願いいたします。

以上、合計で補正額1億1,407万2,000円の増。特定財源が、国道支出金6,816万9,000円の増。地方債2,240万円の増。一般財源2,350万3,000円の増となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正をご説明申し上げます。

最初に、歳出をご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額65億4,030万6,000円。補正額1款総務費から11款災害復旧費まで1億1,407万2,000円の増。補正後の歳出合計が66億5,437万8,000円。

続きまして、歳入をご説明しますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額65億4,030万6,000円。補正額14款国庫支出金から21款町債まで1億1,407万2,000円の増。補正後の歳入合計66億5,437万8,000円となるものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費をご説明しますので、3ページをお開きください。

繰越明許費、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名道路河川災害復旧事業（補助）金額9,407万円。

先ほどご説明申し上げました、8月の台風による道路河川の災害復旧事業費で、事業執行を平成29年度に繰り越しするものでございます。

続きまして、第3表債務負担行為の補正を説明いたしますので、4ページをお開きください。

債務負担行為は追加でございますが、事項、大樹町晩成温泉指定管理者管理運営業務委託料、期間平成29年度から平成33年度までの5年。限度額5,200万円。

先ほどお認めをいただきました、晩成温泉施設の指定管理に伴います委託料の5年分の限度額で、年額1,040万円となるものでございます。

続きまして、第4表地方債補正をご説明しますので、4ページをお開きください。

地方債の追加でございますが、起債の目的は公共土木施設災害復旧事業、限度額は2,240万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりで、他の地方債と同様でございます。

先ほどご説明申し上げました台風災害の復旧事業に充当するもので、償還額に対します交

付税措置率は95%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

債務負担行為の関係ですけれども、これは従来どおりでいくのか、それとも改正があれば管理業務委託料と、また町の負担経費というのは、あればその詳細についてお聞きしたいのと、あと町道道路維持管理費ですけれども、除雪の路線の回数と、これは除排雪も含まれているのか、1,500万円の中に、それについてお聞きします。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

債務負担行為の補正の件でございます。

これは、指定管理料の5年間分の限度額を設定するものでございまして、これまでは指定管理料、晩成温泉の指定管理に対して、指定管理料という料金は支払っておりません。新たな制度でございます。

これまで行っていたのは、急激な価格変動によります差額分の補填ということを行っておりますけれども、ここでは指定管理料ということで年間に必要な経費を算出しまして、お支払いをして指定管理をお願いするというものでございます。新たな制度ということでございます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

除雪に関する回数と、除排雪を含んでいるかということでございますけれども、こちらのほうは施設の除雪の分も含めての考え方になりますけれども、概ね除雪については1回に600万円か700万円ほど、雪の量や質によって変わりますけれどもそれくらいの費用、それから排雪については、1度排雪しますと大体500万円前後という費用がかかりますので、今回の補正金額の中で、その旨で除雪については3回程度、排雪については1回程度ということで、降雪状況を見ながら対応していきたいと考えてございます。

よろしく申し上げます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで、指定管理を新たに設置するということなのですから、1,040万円というその詳細というか、それと今まで修繕に20万円以下、以上の場合とその辺は変わるのか。変わればそれについて聞きたいのと、これから5年間また指定管理者をお願いするのですけれども、かなりの老朽化の中で、今後どう修繕が、施設の整備などが出てくるのですけれども、その辺は町としては、その5年間の間でもきちんと計画的に整備するのか、その都度指定管理者または議会と協議して修繕していくのか、その辺を聞きたいのですけれども。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

指定管理料の算定の内容でございます。説明をさせていただきます。

町の交付税と同じように、必要経費と収入の差し引きをしまして足りない分を補填するというのが基本原則でございます。

まず経費としまして、人件費2,180万2,000円。常勤5名と臨時3名を見込んでございます。

需用費で消耗品費144万円。これらは、以下同じですが実績と、あるいは指定管理候補者から提出された書類、数値を勘案しながら査定したものでございます。144万円です。

需用費の燃料費158万8,000円。これは、木質チップを除いております。木質チップにつきましては、別途説明させていただきます。木質以外のFFヒーター用の灯油、あるいは臨時で使うA重油ボイラーのA重油というものでございます。

それから需用費、修繕費。修繕費は、これまで20万円以下は指定管理者の負担、それから、年度協定の中で建物そのものに係る部分の修繕については町が負担するというようなルールで今は運用しておりますが、ご指摘のありますように大変老朽化が進んでおりました、修繕が頻繁に起きるというものでございまして、昨年度は工事も含めまして800万円ほどの修繕を行っております。

そういった中で20万円以下のものは、例えば4回、5回と出ればもうすぐ100万円くらいになってしまうというようなところでは、新たな施設、新しい施設と、この老朽化が進んだもう36年も経っている施設では、同じルールでは厳しいのではないかという判断で、基本的には町が修繕の建物に関しては全て町が行う。そのほかにも、修繕、老朽化が進んでいることから、20万円のところを5万円に削減をしまして、5万円以下の修繕は、臨時応急的に指定管理のほうですぐやってくださいということで考えております。50万円を見込んでいるところでございます。

町としましては、200万円程度の修繕費を用意しようと考えているところでございます。

需要費、光熱水費733万1,000円。これは電気、水道料金でございます。

役務費としまして、通信運搬費、手数料等で136万7,000円。使用料、賃借料で3

0万円。委託費、外部委託費ですね、保守点検等の委託でございます。262万8,000円。バスの維持管理費124万2,000円。広告宣伝費32万5,000円を見込みまして、物件費、それから人件費を合わせますと3,852万3,000円の経費がかかるというふうに見込んでございます。

それに対しまして、利用料の見込みとしましては、温泉、それから宿泊の料金、あるいはコテージの料金含めまして、利用者数を4万6,000人と見ております。24年から27年まで徐々に人数が増えまして、27年度は大変好評で5万人を超えておりますけれども、今年28年度におきましては、台風災害、ちょうど書き入れどきの8月、9月に台風がきまして、今のところの見込みですと4万7,000人くらいにとどまるのかなと思っております。

この4年間、5年間をみまして、4万6,000人という数字で歳入を見込んでございます。これ以上多くなれば収入が増えますし、減れば収入が減って少し経費が苦しくなるというようなものでございます。

4万6,000人で、収入が2,812万3,000円を見込んでおります。この差し引きが1,040万円という指定管理料を見込んだところでございます。

3点目の質問でございました、老朽施設をこれからどうしていくのかというところでございますけれども、この指定管理の期間の5年間は今の施設でやる分には、今のスタイルでやっていくしかないかなと思っておりますが、その間に晩成温泉のあり方、あるいは町の観光のあり方も含めて、先ほど行政報告で、宇宙のまちづくりの中に観光戦略づくりというのがございますけれども、そこに含めて晩成温泉の観光開発も含めて、施設のあり方も検討していきたいと思っております、5年後には検討を早目に行いまして、方向を早く出しまして、次の5年後の指定管理のときには、新たなスタイルになっているというようなことを目指して検討してまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、課長のほうから説明がありましたけれども、将来性を検討していきたいというのですけれども、最後に町長に聞きたいのですけれども、今回5年間指定管理で進めていくのですけれども、6年目以降どうするのか。施設も含めて、晩成温泉自体、観光の目玉の一つですけれども、最後に町長、6年目以降どういう形で持っていこうと考えているのかお聞きしたいですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、晩成温泉の将来に向けての考え方のご質疑をいただきました。

今回、先ほど指定管理をお認めをいただきましたが、平成29年度から5年間、33年度

までの指定管理のお願いを、お認めをいただいたところであります。

その期間については、基本的には現用の施設で運営をしていただく、それに係る費用について債務負担でお認めをいただけないかということで、今ご提案を申し上げているところであります。

先ほど、担当の課長のほうからも説明をいたしました。今、宇宙の関係で観光の部分での役割の調査委託、そして今後どういう形でそれができるところの検討を進めるといふことで説明を申し上げました。

その中には当然、大樹町の貴重な観光資源であります晩成温泉の活用についても、地域が近いということもありますので、トータル的に考えて検討していかなければならないというふうに思っております。

町といたしましても、貴重な、そして非常に特色のある泉源である、お湯質だというふうにも思っておりますので、今後も晩成温泉を核とした観光開発については地域でやっていくということが肝要かなと思っております。

今今、こういう形でというところのプランは正直まだありませんが、あそこを活用した観光開発を今後も続けていくということでもありますので、どういう施設がいいかということも含めて、早い段階で検討して6年目以降、新たな形で晩成温泉の活用について方向性を示せればと思っております。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

済みません、先ほど木質チップについては後ほどと言いまして、申し漏れましたので説明をさせていただきたいと思っております。

木質チップボイラーにつきましては、27年度から稼働をしております、森林組合から購入をして運用しておりますが、A重油ボイラーとの併用をしております。

木質チップボイラーでどうしても足りないとき、1日に600人も700人も入るようなときには追いつかない時間帯が出てくるというところでは、A重油ボイラー、バックアップボイラーももちろん焚くのですけれども、A重油ボイラーも手伝いをするというような場面はございますが、基本的には木質チップボイラーを多く焚いていただきたいということで考えておりますが、価格のこともありますし、それから町としましては木質ボイラーをこれから普及させていくと、町の施設にどんどん入れていくという方向性もございまして、木につきましては町で一括管理をして購入をしていきたいという方針もございまして、これは現物支給をさせていただきたいと。

見込みとしましては、786万3,000円は1,421立米を見込んでおります。これは27年度の大体的実績でございます。

この780万円につきましては、仮に指定管理に加えますと、先ほどの指定管理料にこの部分がかかる部分でございますけれども、これは町で買いまして、その分を指定管理から

引いてあるという仕組みでございます。

ちなみに、参考までに言わせていただきますと、木チップと重油の関係なのですけれども、木チップ1立米はA重油に換算しますと60.9リットルに当たるということでございまして、現在木チップ1立米は、運賃を含めまして税込みで5,530円になってございましてけれども、仮に現在、町が買うA重油の料金は72円でございます、72円で60.9リットルですと4,385円ということで、価格差が1,145円あると。

また、指定管理者の納入金額というのはもう少し低いだろうと思われまして、価格差がもっと広がるという部分もございまして。

町としましては、木チップを十分にボイラーを活用していただきたいということでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

先ほどは失礼しました。

老朽化のことを考えて、5万円のところを200万円くらい見ているということでありまして、それでいいのですけれども、それと燃料費のチップ代が786万3,000円と、高齢者の106万5,000円を見るということは、町のほうでこれを見るということでございまして、バス維持管理費というのは、バスはこれは今、多分ヤスダリネンのほうでやっていると思うのですよ。これは壊れた場合は町でバスを調達するのかということですね。

それから、チップを運搬するダンプも、確かヤスダリネンで買っていると思うのですよ。こういうのもバス維持管理費の中に見ているのですかということを知りたいのですけれども。

それと、私はわからないですけれども、ボイラーなどが壊れて晩成温泉がストップしたときにはどのような管理というか、折半をするのかということを知りたいのですけれどもいかがでしょうか。

○議長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ただいまのご質問に説明させていただきます。

バスにつきましては、現時点ではバスの所有は指定管理者の所有でございます。町からの払い下げ等で指定管理者が所有してございまして、故障した場合は指定管理者が修理をするということでございます。

ただ、運営の経費は指定管理料の中に一定程度見込んでおりますので、その中でやっていただきたいということでございます。

この点につきましては、バスはぜひやっていただきたいと、指定管理料をみるからやっていただきたいと。自主事業で、全くこちらではみていないとなると、やっぱりバスをやめようというやめられてしまうのですけれども、経費を一定程度みるからやっていただきたいというのが町の意向でございます。

それから、ダンプにつきましては全く関与してございませんで、これは森林組合が現場まで運んで料金を私どもが、今は指定管理者が払うのですけれども、今後は町が払うということで、この運賃についてはチップに込みでありますので、そのダンプが壊れたりとかというのは、私どもは関与をしないというものでございます。

それから、ボイラーが壊れたときにどうするのか、ボイラーの経費の折半をするのかということでございますけれども、基本的にボイラーが壊れましたら町の責任で直すことになるかと思えます。

その間の、営業ができない部分が出たときには協議をしなくてはいけないかなと、その部分については基本的にルールは決めておりませんので、そのときに協議をさせていただくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

例えば、協議をしていないということなのですけれども、指定管理者との問題が出てきたときに、前の年の月で割るとか、そういうのでやるということでも考えるのかということを知りたいのですけれども、それはまだ話はしていないということなのですけれども、こういうこともある程度、事故が起きないということはないということなので、指定管理者ともよく協議をしてやってもらいたい。

それと、指定管理者に今回ヤスダリネンサプライになるということなのですけれども、ヤスダリネンサプライとマイナス1,040万円という計が出てくるのですけれども、これでヤスダリネンでは納得しているのですか。1,500万円とか1,600万円などになるという可能性はないのですか、ということを知りたいです。

そのために、もう少しヤスダリネンの言うこともある程度起用してやってもらいたいという感じはするのですけれども、何か1,040万ではぎちぎちという感じがするのですけれども、こういうやり方でよろしいのでしょうか。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

営業ができなかった場合の補償につきましては、基本協定の中で議員が言われるような程度のルールを決めておきたいと思えます。

それから、指定管理料につきましては、まず指定管理を決定する中で、指定管理委員会で

ヒアリングをしてございます。社長に来ていただきまして、今後5年間の事業計画、どんなことをやっていくか。あるいは、どれくらい費用が必要なのだという話を聞いております。

その中で、私どももいただいた提案書の中で精査をさせていただきまして、若干この辺は絞れないかというようなお話もさせていただきまして、委員会としてはこの金額でいかがということ、事前にお話をして承諾をいただいておりますので、ここでご不満が出るということはないかと考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第10号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議 長

日程第9 議案第5号平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第5号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ32万8,000円の追加であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますのでご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第5号平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億1,667万2,000円とするものです。

今回の補正につきましては、平成29年度に策定する第7期大樹町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画のためのアンケート調査を実施するための郵便料の補正です。

実施するアンケートは、65歳以上の方で介護保険の認定を受けていない方及び認定を受けている方のうち、要支援認定の方を対象としたもの、要介護認定を受けている方の家族を対象としたものの2種類となっております。

新年度の計画策定のために実施するもので、国において統一的なアンケートの項目等が固まったことから実施するものです。

11月末現在で、要支援の方は76人、要介護認定を受けている方は281人、認定を受けていない方は1,587人の方及び家族が対象となるものです。

それでは、内容につきましては事項別でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費補正額32万8,000円の増。対象者2,000人に対する送付及び返信のための費用です。

次に、歳入についてご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金補正額32万8,000円の増となります。

次に、総括の歳出、5ページをお開きください。

歳出です。

歳出合計、補正前の額7億1,634万4,000円。補正額32万8,000円の増。計7億1,667万2,000円でございます。

次に、4ページ、歳入です。

歳入合計、補正前の額7億1,634万4,000円。補正額32万8,000円の増。計7億1,667万2,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

アンケート調査は大変いいことだと私も思っております。

それで、そのほか町で考えておられる意見聴取の方法といいますか、関係団体とのことですとかワークショップ的な、そういうふうな手法なども大樹の介護保険の課題をあぶり出すには非常に有効だというふうに思っているのですが、アンケートのほかにお考えのことがありましたらお教えてください。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

アンケート以外のということでのご質問でございますけれども、関係団体等との例えば意見聴取とか、そういったことにつきましては、年度当初に介護保険計画の策定の委員会を開催いたしまして、委員の方からどのような方法、その他の意見聴取等の方法等もお聞きしましてから検討して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

今、国のほうで方針が決まったというような話を聞いたのですが、それであれば国のほうでも補助金とかそういうものはないのでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

財源につきましては、この分については計画策定のため、交付税に参入されているということで、国としては財源の措置済みということになっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

平成29年第1回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時19分